

## 第76回

# 東京都卸売市場審議会議事録

平成31年4月22日（月）

東京都中央卸売市場

目 次

1.	開 会	1
2.	中央卸売市場長あいさつ	2
3.	審議事項 消費税率の引上げに伴う使用料の改定について（諮問）	3
4.	報 告 東京都中央卸売市場条例改正準備会議の検討状況について	8
5	閉 会	10

日時 平成31年4月22日(月) 午後2時00分

場所 東京都庁第一本庁舎 北塔42階 特別会議室A

出席者

会 長	木 立 真 直	中央大学商学部教授
会 長 代 理	矢 野 裕 児	流通経済大学流通情報学部教授
委 員	黒 石 匡 昭	新日本有限責任監査法人パートナー公認会計士
〃	後 藤 治	A. T. カーニー株式会社 パートナー
〃	秋 吉 セツ子	特定非営利活動法人東京都地域婦人団体連盟理事
〃	伊 藤 裕 康	東京都水産物卸売業者協会会長
〃	川 田 一 光	東京中央市場青果卸売会社協会会長
〃	ひぐち たかあき	東京都議会議員
〃	西 郷 あゆ美	東京都議会議員
〃	伊 藤 こういち	東京都議会議員
〃	尾 崎 あや子	東京都議会議員
〃	和佐見 勝	株式会社丸和運輸機関 代表取締役社長
臨 時 委 員	細 川 允 史	卸売市場政策研究所 代表
幹 事	村 松 明 典	東京都中央卸売市場長
〃	福 崎 宏 志	東京都中央卸売市場管理部長
〃	猪 倉 雅 生	東京都中央卸売市場企画担当部長
〃	石 井 浩 二	東京都中央卸売市場渉外調整担当部長
〃	西 坂 啓 之	東京都中央卸売市場豊洲市場総合調整担当部長
〃	堀 真	東京都中央卸売市場豊洲市場連絡調整担当部長
〃	松 田 健 次	東京都中央卸売市場市場政策担当部長
〃	猪 口 太 一	東京都中央卸売市場財政調整担当部長
〃	長 嶺 浩 子	東京都中央卸売市場事業部長
〃	赤 木 宏 行	東京都中央卸売市場移転支援担当部長
〃	佐々木 宏 章	東京都中央卸売市場環境改善担当部長
〃	山 下 幸 俊	東京都都市整備局都市基盤部長

## 1 開 会

○鶴田書記 それでは、大変長らくお待たせをいたしました。定刻2時になりましたので、東京都卸売市場審議会を始めさせていただきます。

本日は、委員の皆様方には、大変お忙しいところを御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

申し遅れましたが、私は、本年4月1日より当審議会の書記を務めさせていただいております市場政策課長の鶴田でございます。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

まず、会議に先立ちまして、定足数の確認をさせていただきます。本審議会は、東京都卸売市場審議会条例第7条によりまして、委員の半数以上の御出席により成立することとなっております。審議会委員の定数、現在16名中、ただいま13名の方々の御出席を賜っております。したがって、定足数を満たしております、会議が成立していることを御報告させていただきます。

なお、本日は阿部委員、近藤委員、山崎委員、それぞれ公務のため御欠席となっております。

次に、開会に先立ちまして、配付資料の確認をさせていただきたく存じます。本日の審議会の資料は既にお手元にお配りしております。

順に、審議会次第、委員名簿、幹事・書記名簿、座席表、東京都卸売市場審議会条例、諮問文(写)、加えまして、資料1、資料2、添付資料1、それぞれ2、3でございます。

お手元がない場合はお申し出をいただければと存じます。よろしゅうございますでしょうか。

以上、資料の確認でございました。

なお、前回の審議会以降の人事異動に伴いまして、幹事・書記の変更がございますが、お手元の幹事・書記名簿をもちまして紹介にかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、この後は木立会長に議事進行をお願いいたしたく存じます。木立会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○木立会長 それでは、ただいまから第76回東京都卸売市場審議会を開催させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。会議の進行につきまして、何とぞ御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、前回の審議会開催以降に新しく委員になられた方がおいでですので、御紹介をさせていただきます。西郷あゆ美委員でございます。

○西郷委員 西郷です。どうぞよろしくお願いいたします。

## 2 中央卸売市場長あいさつ

○木立会長 それでは、お手元に配付してあります審議会次第に従いまして、会議を進めさせていただきますと存じます。

初めに、村松中央卸売市場長から御挨拶がございますので、頂戴したいと存じます。村松市場長、よろしくお願ひいたします。

○村松幹事 東京都中央卸売市場長の村松でございます。委員の皆様方には、お忙しい中、御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

豊洲市場につきましては、農林水産大臣の認可を経て、昨年10月11日に無事に開場いたしまして、この4月で半年が経過したところでございます。この間、市場業者の皆様方によります活気あふれる取引が日々行われていることに加えまして、市場施設の見学や、関連店舗での物販・飲食を求める多くの方々が来場され、大いににぎわっているところでございます。都といたしましては、豊洲市場を含めまして、都内に11ございます中央卸売市場を円滑に運営するとともに、それぞれの卸売市場がさらなる活性化を図ることができますよう、引き続き着実に取り組んでまいります。

さて、本日御審議いただきますのは、消費税率引上げに伴う使用料の改定についてでございます。具体的な内容につきましては、後ほど事務局から御説明させていただきますが、中央卸売市場会計、と場会計ともに、民間事業者と同様に法令上消費税の納税義務がございますことから、消費税法等の改正に伴います消費税率引上げ分を使用料に適用する必要があります。また、昨年改正されました卸売市場法が、来年の6月に施行されることを踏まえまして、都といたしましても、これにあわせた条例改正の準備を進めているところでございます。こうした条例改正に向けた現在の検討状況につきまして、御報告をさせていただきますと存じます。

本日は、委員の皆様方の忌憚のない御意見を賜りまして、御審議のほどよろしくお願ひしたいと存じます。

以上、簡単ではございますが、私からの御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○木立会長 村松市場長、ありがとうございました。

映像、写真の撮影につきましては、ここまでとさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

### 3 審議事項 消費税率の引上げに伴う使用料の改定について（諮問）

○木立会長 それでは、引き続きまして、諮問事項の審議に入らせていただきたいと思います。

諮問事項は、お手元の諮問文の写しにありますとおり、議題、消費税率の引上げに伴う使用料の改定についてでございます。

諮問内容について、事務局から御説明をよろしくお願いいたします。

○猪口幹事 それでは、諮問内容について御説明させていただきます。恐れ入りますが、着座にて御説明させていただきます。

お手元の資料1、消費税率の引上げに伴う使用料の改定についてを御覧ください。大きく2つ、市場使用料の改定と畜使用料の改定でございます。

1ページをお開きください。1、市場使用料の改定についてでございます。①改正の概要でございます。消費税率につきましては、平成26年4月1日から8%へ引き上げられまして、本年10月1日から10%に引き上げられる予定となっております。

②軽減税率の導入でございます。今般の引上げでは、低所得者層に配慮する観点から、飲食料品及び新聞等につきまして、軽減税率が導入される予定でございます。

国は、軽減税率の導入に当たり、事業者の準備などを支援するため、相談窓口の設置や補助制度の導入など、さまざまな取組を実施しております。また、価格への適正な転嫁を目的として、特別措置法の延長などを行っております。

2ページを御覧ください。（2）市場使用料への反映 ①近年の使用料の改定でございます。平成26年4月の消費税率8%への引上げと同時に、売上高割使用料及び施設使用料につきまして、8%に改定を行っております。その際、施設使用料については、税抜額に100分の108を乗じる外税方式への見直しを行ったところでございます。

また、平成30年10月には、豊洲市場の開場にあわせまして、都が整備する低温施設を対象とする低温施設使用料を新設しております。

②市場使用料への反映の必要性でございます。市場会計は納税義務が課されておきまして、使用料に係る消費税につきましても、市場会計に最終の納税義務がございます。

また、使用料は、事務所や店舗の賃借料と同様に、軽減税率の対象外でございますので、10月より10%が適用される予定でございます。

平成29年度決算での使用料収入は、売上高割使用料が約31億円、施設使用料が約79億円の合計約110億円で、うち消費税分は約9億円でございます。

なお、後ほど改めて御説明申し上げますが、事業者につきましては、各事業者が売上げに際して預かる消費税額から、今回のような使用料に係る消費税など、仕入れの際に支払った消費税額を差し引いた額を申告して納税する仕組みとなっておりますので、消費税が適切に価格に転嫁されれば、基本的には事業者の損益に影響を与えることはないと考えております。

以上を踏まえまして、消費税率の引上げ分につきまして、市場使用料に反映していきたいと考えております。

次に、③条例・規則改正の考え方でございます。売上高割使用料、施設使用料に、消費税率引上げ分2%を加えまして、8%から10%へと改定を行うものでございます。

具体的には、施設使用料は、税抜の使用料である本体価格に100分の110を乗じた額とさせていただきますと考えております。

売上高割使用料は、現行の内税方式から外税方式に変更し、最後に標準税率10%を適用する規定に改めたいと考えております。

なお、今回の諮問内容から外れますが、使用料以外にも条例上の卸売価格や委託手数料等の規定についても、関連規定を改める予定でございます。

④改正の時期でございますが、本年10月1日を予定しております。

次に、4ページを御覧願います。過去の市場使用料の改定状況でございます。先ほど御説明いたしました直近では平成26年、消費税率の引上げに伴う改定等を行っております。

5ページを御覧ください。取引における消費税の計算例でございます。今回の改定で基本的には事業者の損益に影響を与えるものではないということを御説明するものでございます。事例は、税抜2,000万円で購入した食料品を、税抜3,000万円で購入する場合を簡略化してあらわしたものでございます。

左側の現行8%の例を御覧ください。税抜の本体価格3,000万円の商品を購入すると、消費税240万円を加えました①の税込3,240万円がこの事業者の総売上げとなります。事業者は、この預かった消費税Aの240万円全額をそのまま国に納めるのではなく、仕入れの段階で、仕入れ商品の購入で支払った消費税を差し引いて納付いたします。

事例では、商品の仕入れや今回のような施設使用料、あるいは、その他の経費で消費税としてBの176万円を仕入れの段階で既に支払っておりまして、納付する税額は、預かった消費税額であるAの240万円から既に事業者が支払ったBの消費税額の176万円を差し引いた、③の64万円となります。納付後の損益につきましては、一番下の800万円となります。

次に、右側を御覧ください。本年10月以降の事例でございます。本年10月以降、食料品の

消費税率は軽減税率の適用により8%のままでございますので、これまでと同様に、A'の消費税額240万円を加えた、①'の税込3,240万円が総売上げとなります。

一方、商品の仕入れの段階では、食料品である商品には軽減税率8%が、また、今回のような施設使用料、その他経費には10%の標準税率が適用されますので、仕入れの段階で、現行より合計で4万円多いB'の180万円を消費税額として既に支払っております。

したがって、差し引きで納付する額は、A'の240万円からB'の180万円を差し引きました③'の60万円となりますが、これは仕入れの段階で既に4万円多く消費税を支払っているためでございます。納付後の損益につきましては、一番下の800万円となり、現行の損益と同様となります。このように消費税が適切に価格に転嫁されれば、基本的には事業者の損益に影響を与えることはないと考えております。

続きまして、6ページと7ページを御覧ください。現行の市場使用料についてでございます。税率引上げに伴いまして、下線部、100分の108の規定を100分の110に改めるほか、売上高割使用料の規定につきまして、現行の内税方式から外税方式に変更し、最後に標準税率10%を適用する規定に改めたいと考えております。

次に、8ページを御覧ください。ここからは、2のと畜使用料の改定についてでございますが、基本的には市場使用料と同様の内容でございます。(1)と畜使用料への反映 ①近年のと畜使用料の改定でございます。平成26年4月に3%を上乗せして8%にする改定を行っております。その際、本体価格と消費税を区分するため、税抜額に100分の108を乗じる外税方式への見直しを行っております。

②と畜使用料への反映の必要性でございます。と畜会計につきましても、納税義務が課されており、消費税につきまして納税義務がございます。平成29年度決算における、と畜使用料収入は約13億円ございまして、このうち消費税分は約1億円となっております。

なお、と畜使用料でも、基本的には先ほど御説明しましたように、事業者の損益に影響を与えることはないと考えております。このため、消費税率の引上げ分について、と畜使用料に反映していきたいと考えております。

③条例・規則改正の考え方でございますが、引上げ分2%を加え、8%から10%へと改定を行うものでございます。

④改正の時期でございますが、本年10月1日を予定しております。

9ページを御覧ください。過去のと畜使用料の改定状況でございます。平成26年に消費税率の引上げに伴う改定を行っております。

10ページを御覧ください。現行のと畜使用料についてでございます。100分の108の規定を100分の110に改めたいと考えております。

以上で、諮問内容につきまして御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○木立会長 御説明どうもありがとうございました。

それでは、ただいま御説明がございました改定につきまして、御意見あるいは御質問のございます方は、挙手をお願い申し上げます。

それでは、尾崎委員、よろしく願いいたします。

○尾崎委員 消費税の今の御説明にありました報告にかかわってですが、幾つか質問させていただいて、確認したいと思っています。

質問の1つは、仲卸業者数について伺いたいと思います。この間、消費税が3%から5%に増税された平成9年、1997年の4月時点と、5%から8%に増税された平成26年、2014年度時点と、あと現在の仲卸業者数はどうなっているのかということをお聞きしたいと思います。

もう一点は、仲卸の営業状況について、現在、どのような状況になっているのか伺いたいと思います。

○木立会長 それでは、長嶺幹事、よろしく願いいたします。

○長嶺幹事 今の2点の御質問についてお答えをいたします。事業部長の長嶺でございます。よろしく願いいたします。

まず、仲卸業者数の推移でございますけれども、いずれも4月1日現在で、消費税率が3%から5%に引き上げられました平成9年は、水産物部で1,132、青果部で483など、合計1,711業者でした。税率が8%に引き上げられました平成26年ですが、こちらも4月1日現在で、水産物部で764、青果部で345など、合計で1,183業者です。直近の平成31年4月1日現在では、水産物部で576、青果部で329など、合計で976業者となっております。

続きまして、もう一点、仲卸業者の営業の状況ということですが、直近の調査が平成29年の調査になります。経常損益ベースで仲卸業者全体の34.2%が赤字業者となっております。こうした状況に対しまして、都におきましては、公認会計士等による経営指導や経営改善に向けた活動に対する補助金の交付を実施しておりまして、市場業者の経営基盤の強化を支援しているところでございます。

○木立会長 尾崎委員、よろしく願いします。

○尾崎委員 消費税10%への増税については、この間、実施が2回延期されてきました。延期

の理由は、景気が回復されていないからだということです。今年10月からの10%への増税の理由を、アベノミクスで景気回復が図られてきた、働く人たちの給料が上がったからだと言った安倍首相は説明していました。しかし、厚労省の毎月勤労統計調査はいいかげんなものだったということが国会でも明らかになって、きちんと調査すれば、実質賃金は大幅に下がっていて、国民の暮らしは大変な状況だということが明らかに、この間、なっています。

どの世論調査を見ても、消費税増税は反対だという声が賛成を上回っています。特に、今の時期の増税はやめてほしいという声が大きく上がっているわけです。先日、自民党幹事長代行が、日銀短観の結果を見て、6月の結果も見なければと、10月の消費税増税は先送りの可能性も示唆したわけです。そういう点から言うと、まだ10月からの消費税増税が10%実施になるかという、先送りされる可能性もまだまだあるという状況になっていると思います。

私は、消費税は所得の低い人たちや中小零細業者に負担が重くのしかかってくるものだと思います。小売の魚屋さんや八百屋さん、お肉屋さんなどに及ぼす影響は大変深刻だと言わなければなりません。消費税が導入されて、今年の4月で31年になるわけですが、この間、まちの様子が大変さま変わりして、コンビニやスーパー、チェーン店が増えてきて、小売の生鮮食料品店は、激減をしています。以前は商店街と言えば、魚屋さんや八百屋さん、お肉さんは必ずありましたが、今では、特に魚さんがなくなっている。私の住んでいる東大和では、以前は魚さんは多かったです、今はたった2軒しかありません。飲食店も、回転寿司やチェーン店などが増えると、老舗のお寿司屋さんや料理屋さんなどが閉店してきています。

このまちの変化は市場の取扱量にも少なからず影響が出ていると私は思っています。先ほどの御答弁で、仲卸業者数の変動を御答弁いただきましたけども、ほかの原因もたくさんあるんだとは思いますが、消費税増税に伴って業者数が減ってきているんじゃないかと私は思う節もあります。特に水産物部の仲卸業者の減少は、平成9年、1997年には1,132業者の方がおいでだったわけですが、現在では576業者と、約半減しているという大変深刻な事態です。経営が赤字で深刻な仲卸業者の皆さんが閉店せざるを得ない状況が広がっている。ますます自助努力だけでは今の景気は回復できない、商売の状況を巻き返しできないと思っています。

そして、先ほどの説明で、食料品は軽減税率で売上げには8%の消費税はこれまでと変わらない。使用料などに消費税10%になっても、費用にかかる消費税は仕入課税控除ができるので、事業者の損益には影響しないという御説明でした。しかし、これまでも消費税増税によって消費は冷え込んできているんです。売上げに影響が出るのははっきりしています。中央卸売市場は仲卸業者の皆さんが元気に商売できなければ成り立たないものだと思います。

そこで、中央卸売市場会計は、この間、豊洲市場の建設費などに伴って黒字から赤字になって、大変な状況もあるわけですが、これ以上、市場関係者、特に零細の仲卸の皆さんに負担増があつては、ますます経営が困難になるというふうに思いますので、負担を軽減して、影響を最小限に食いとめる対策を講じていただく、そういう努力を東京都にやっていただきたいという要望をお願いして、発言と質問を終わらせていただきます。

○木立会長 ありがとうございます。

これについては、特に補足はもうよろしいでしょうか。

ほかに、今回の使用料の改定につきまして、御意見、御質問等ございます委員の方、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

お一人ですけれども、尾崎委員のほうから御発言をいただきました。特に、事務局のほうで何か、これ以上追加ということはよろしいでしょうか。

ほかに、ぜひという御意見がございましたら、承りたいと思いますが。よろしいですか。

それでは、これをもちまして、質疑を終了させていただきたいと存じます。

それでは、お諮りさせていただきます。

御意見、尾崎委員のほうからもいただきましたが、いただきました御意見につきましては、反対意見も含めて議事録にとどめるということとし、消費税率の引上げに伴う使用料の改定について、諮問をいただいた件について改定は適切である旨、答申するというところで御了解いただけますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○木立会長 どうもありがとうございました。

答申書につきましては、後ほど、私のほうから知事宛てに提出させていただきたいと存じます。

#### 4 報 告 東京都中央卸売市場条例改正準備会議の検討状況について

○木立会長 続きまして、報告事項のほうに移らせていただきます。事務局より、東京都中央卸売市場条例改正準備会議について御説明をよろしく願いいたします。

質疑は、説明が一通り終わった後にまとめて承りたいと存じます。

それでは、事務局のほうからよろしく願いいたします。

○長嶺幹事 改めまして、事業部長の長嶺でございます。失礼して座って御説明をさせていただきます。

それでは、資料2、東京都中央卸売市場条例改正準備会議の検討状況について、御説明をいたします。

まず、1、(1) 会議の設置目的でございます。卸売市場法の改正を踏まえ、条例改正するに当たりまして、卸売市場の活性化等について意見交換を行うとともに、法に定める遵守事項以外の遵守事項を定める場合に、取引参加者から意見を聴くことを目的として本会議を設置いたしました。

委員については、(2) にありますとおり、有識者、取引参加者及び東京都で構成しております。

添付資料1に委員名簿をおつけしておりますので、後ほど御参照いただければと存じます。

次に、2、これまでの検討状況ですが、昨年12月に第1回会議を開催し、法改正の概要、条例改正に当たっての都のスタンス、開催予定などについて御説明をいたしました。

続いて、本年2月には、回を分けて第2回会議を開催しておりまして、2月7日の会議では取引参加者の委員にお集まりいただき、改正法に対する評価などについて意見聴取を行いました。

また、2月28日に開催した第2回(その2)会議では有識者委員にお集まりいただき、卸売市場を取り巻く状況、また、7日の会議で出された御意見や、実需者などへのヒアリング内容、こういったものについて御説明をした上で、都民生活において卸売市場が果たしている役割などについて意見聴取を行いました。

各会議の資料につきましては、添付資料の1及び2、それから、各会議で出された御意見については、添付資料3として議事概要をおつけしております。御説明は割愛させていただきますが、後ほどお時間あるときに御覧いただければと存じます。

最後に3、今後の予定でございます。5月に開催予定の第3回会議において、条例改正の方向性をお示しし、7月ごろに開催予定の第4回会議において、改正の内容に対する意見聴取を行いたいと考えております。

報告事項についての御説明は以上です。

○木立会長 長嶺幹事、ありがとうございました。

非常に重要な条例改正ということで、あくまで報告事項ではございますが、審議会の委員の皆様から御意見、御質問等を賜りたいと存じます。御質問、御意見のございます方は挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、報告事項についての質疑につきましては、あくまで今、検討の途中ということでございますので、以上で質疑を終わらせていただきまして、本日の審議事項も終了いたしまして、報告事項も終了ということで、議事を終了させていただきたいと存じます。

## 5 閉 会

○木立会長 閉会の前に、村松中央卸売市場長から御発言がございますので、よろしく願いいたします。

○村松幹事 審議会の終わりに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、消費税率の引上げに伴います使用料の改定につきまして、また、東京都中央卸売市場条例改正準備会議の検討内容につきまして、御審議を賜り御礼を申し上げます。まことにありがとうございます。

東京都といたしましては、本日いただきました御意見等も踏まえまして、今後の事業を円滑に推進していく所存でございます。また、改正卸売市場法の施行を見据えまして、条例改正に向けた準備を着実に進めますとともに、新たな条例のもとで、さらなる市場の活性化を図ることができますよう、外部の有識者の方々の御意見も踏まえながら、市場業者の皆様方と連携して取り組んでまいります。委員の皆様方には今後とも御指導、御鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。本日は、お忙しい中、まことにありがとうございました。

○木立会長 村松市場長、ありがとうございました。

本日予定しました議題は全て終了いたしました。委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

これをもちまして、第76回東京都卸売市場審議会を終了いたします。

午後2時30分 閉会